

E. 空襲(関連資料)



資料名	灯火管制用電球 <small>とうかかんせいようでんきゅう</small>	寸法(mm)	125×55
解説	<p>空襲の目標となるのを避けるという理由から、灯火を外に漏らさないようにしたもので、電球の真下の部分のみ残し、他の部分は光が漏れないように黒く塗られています。しかし、実際の空襲には全く役に立ちませんでした。</p>		



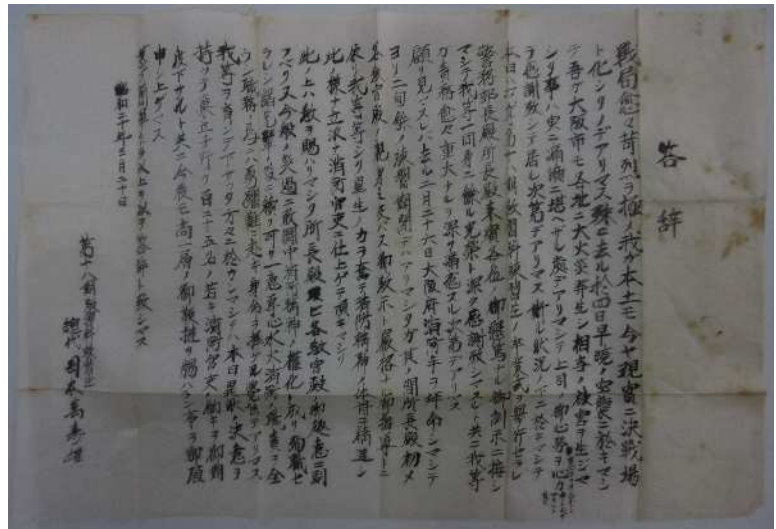
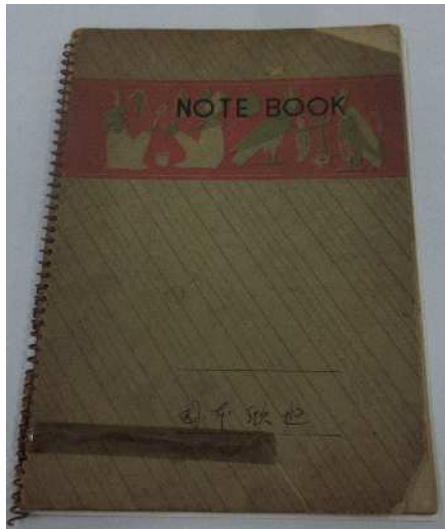
資料名	防毒マスク <small>ぼうどく</small>	寸法(mm)	140×140
解説	<p>空襲に備えて防空演習が行われましたが、焼夷弾や爆弾による攻撃のほか、毒ガスの攻撃に対する防毒訓練も重視されており、毒ガス弾による攻撃に備えて普及しました。</p>		

E. 空襲(関連資料)



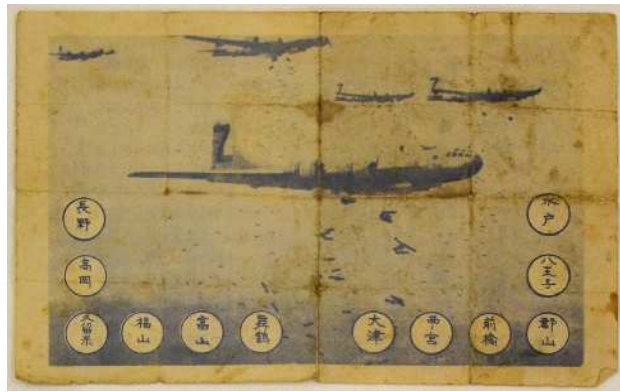
資料名	布製バケツ 防火砂弾 防火砂弾	寸法(mm)	布製バケツ R=130、H=230 防火砂弾 R=70、H=165
解説	<p>昭和13年(1938年)に公布された国家総動員法により、軍事優先の経済統制が進められ、その1つが属製品の回収と共に、家庭用品を中心とした鉄や銅製品の製造禁止でした。これに対して、布製や陶製、木製などの代用品が製作され、空襲時の火災発生とその延焼を防ぐ消火用「布製バケツ」や、火中に陶製の容器を投げ入れて砂を飛散させる消火器「防火砂弾」もその代用品でした。しかし、投下された焼夷弾の威力には全く無力で、日本全土での空襲による被害は甚大でした。</p> <p>* 防火砂弾の容器側面に表示されたスローガン 「油断は禁物だ」「敵は米英だ」</p> <p>* 焼夷弾 焼尽(やきつくす)用化学物質を入れた爆弾</p>		

E. 空襲(関連資料)



資料名	消防練習所手記・答辞	寸法(mm)	210×150
解説	<p>太平洋戦争末期、アメリカ軍機による本土爆撃が激化し、乏しい消防力で空襲火災に立ち向かう消防隊は、戦場の軍隊と変わらない過酷な状況でした。また、多くの青壮年が出征する中で、消防隊の人員不足も深刻になり、年齢制限の緩和や訓練期間の短縮などの措置も執られました。</p> <p>このノートは、大阪府消防練習所（今の大阪府立消防学校）で学んだ消防組織、服務規程、消防法規、教練目的、火気管理、消防業務などをメモしたものです。</p> <p>この答辞は、第1回大阪大空襲から6日後の昭和20年（1945年）3月20日付、第18期卒業生125名代表の言葉で、「所長及び各教官への感謝の辞、新消防官として身命を捧げる覚悟」などが述べられています。在学期間はわずか20日余でした。</p>		

E. 空襲(関連資料)

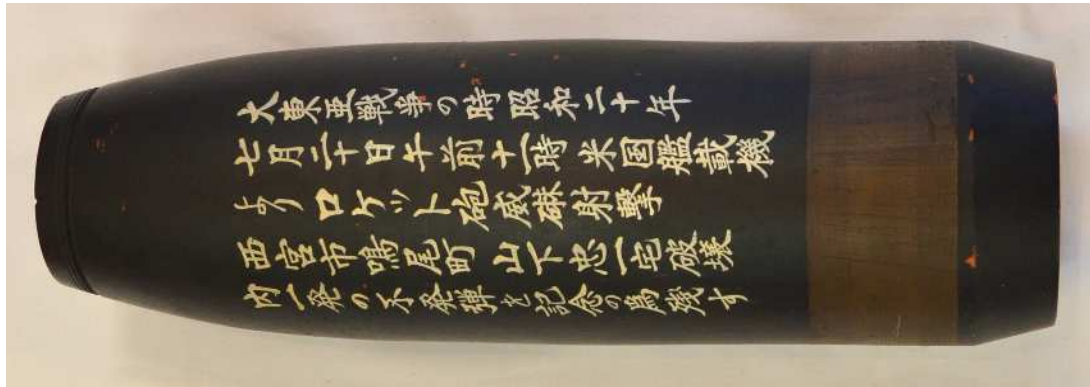


資料名	日本国民に告ぐ	寸法(mm)	135×215
解説	<p>空襲の前にアメリカ軍の飛行機によってまかれたビラです。日本の政府や軍はアメリカの謀略であるとして、その打ち消しにやっきとなるとともに、ビラを必死で回収し、ビラを隠し所持している人は憲兵や警察によって捕らえられ処罰されました。その結果、ビラを信じさせられなかった国民は、空襲によって大きな被害を受けることとなりました。このビラのとおり西宮も激しい空襲を受けました。</p>		



資料名	焼夷弾片	寸法(mm)	L=440
解説	<p>焼夷弾は爆弾の一種ですが、攻撃対象を焼き払うことを目的としています。その内M69集束焼夷弾は木造の日本家屋を効率よく焼き払うため、第二次大戦時に米軍が開発した焼夷弾で、複数の焼夷弾をひとまとめとした親子爆弾の構造を取っており、投下後に上空700m程度で48発の子弾へ分離し、一斉に降り注ぐようになっていました。子弾一発あたりの大きさは直径8cm・全長50cm・重量2.4kg程度。M69は子弾が非常に小型であり、尚且つ分離し大量に降り注ぐため火災による焼死者のみでなく、直撃による即死者も多数出ました。この弾片はM69の子弾と思われます。</p>		

E. 空襲(関連資料)



資料名	砲弾	寸法 (mm)	410×130
-----	----	---------	---------



資料名	罹災者証明書	寸法 (mm)	255×185
-----	--------	---------	---------

解説	<p>昭和20年(1945年)8月5~6日、西宮はアメリカ軍機による第5回空襲で、死者485名、建物全壊13,464戸、罹災者は西宮人口の約半数の56,591名など、大きな被害を受けました。</p> <p>この証明書は、この空襲によって被災したことを示すもので、住所、世帯主氏名、世帯構成員、人的被害、住宅・家財の被害状況などが記載されています。</p>
----	---

E. 空襲(関連資料)



資料名	都市要員令書	寸法(mm)	100×68
解説	<p>昭和20年(1945年)、政府は「空襲対策緊急強化要綱」を閣議決定し、防空活動や軍需工場などの担当者を「戦時緊要人員」に指定しました。これは職場を死守する敢闘精神を高揚させ、国民の地方疎開を防止し、必要に応じて防空法又は国家総動員法の強制措置で、都市残留を確保する政策でした。</p> <p>そのため、軍人ではない民間人が、政府によって強制的に空襲下に残留し、消火活動などを余儀なくされたことで、空襲による犠牲者を、さらに増やす結果となりました。</p> <p>*防空法</p> <p>昭和12年(1937年)制定、国民に防空演習や訓練を義務づける法律でしたが、昭和16年(1941年)改正され、空襲時の消火活動を義務づけ、違反者の処罰規定なども加わり、事実上の国民に対する「退去禁止」措置でした。</p>		